

広島県告示第五百二十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	居宅サービス事業所		指定年月日
			名称	所在地	
社会福祉法人慈光会	広島市安佐南区上安二丁目二〇―三三	慈光園短期入所生活介護事業所	広島市安佐南区高取北一丁目一七―四一	平成一八年二月一日	
社会福祉法人東輝会	庄原市高野町新市柏奥一七七―一	短期入所生活介護故郷―高野	庄原市高野町新市柏奥一七七―一	平成一八年二月一日	
株式会社メデカジャパン	埼玉県鴻巣市天神三丁目六七三	廿日市ケアセンターそよ風	廿日市市上平良字郡塚一三五五―一九	平成一八年二月一日	
社会福祉法人あおかけ	尾道市因島中庄町一〇三二―一	特別養護老人ホームほたるの里	尾道市因島中庄町一〇三〇―一	平成一八年二月一日	
社会福祉法人あおかけ	尾道市因島中庄町一〇三二―一	短期入所生活介護事業所ほたるの里	尾道市因島中庄町一〇三〇―一	平成一八年二月一日	
社会福祉法人ひらはら会	尾道市平原一丁目一〇―三二〇	特別養護老人ホームひらはらの郷	尾道市平原一丁目一〇―三二〇	平成一八年二月一日	
社会福祉法人桜風会	府中市桜が丘三丁目二の一	指定介護老人福祉施設あいあい	府中市桜が丘三丁目二の一	平成一九年二月一日	